

令和7年2月17日からの日本海側を中心とした

大雪にかかる災害等に対する金融上の措置について

令和7年2月28日
青森県信用組合

今回の令和7年2月17日からの大雪による被害により災害救助法が適用された地域の被災者の方々に対しまして、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講じることをお知らせいたします。

なお、本件にかかるご相談は、お客さまのお取引のある店舗までお願い申し上げます。

1. 預金証書、通帳、届出の印鑑等を紛失した場合等でも、預金者ご本人のお申し出であることを確認させていただいた上で、お支払いについては柔軟な対応を行ってまいりますのでご相談ください。
2. ご事情により、定期預金等の期限前払戻しについても応じさせていただきますのでご相談ください。
また、これを担保とするお借入れにつきましても適宜ご相談ください。
3. 今回の災害のため支払期日が経過した手形の取立について、ご事情によって対応を検討させていただきますのでご相談ください。
4. 今回の災害のため支払いができない手形・小切手の不渡報告への掲載及び取引停止処分、また、電子記録債権の取引停止処分または利用契約の解除等についてもご事情によって対応を検討させていただきますのでご相談ください。
5. 損傷した日本銀行券や貨幣の引換えに応じさせていただきます。
6. 国債を紛失した場合は、その取扱いについてご相談ください。
7. 災害の状況、応急資金の需要等に応じて、融資手続きの簡便化および迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の融資条件の変更等、災害により被害にあわれたお客さまからの融資や返済に関するご相談に、きめ細かい対応を行ってまいりますのでご相談ください。
8. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用に関してもご相談に応じさせていただきます。

以上

令和 7 年 2 月 28 日

お客様各位

青森県信用組合

「災害復旧ローン」の取扱いについて

このたびの、「令和 7 年 2 月 17 日からの日本海側を中心とした大雪による災害等」により、被害に遭われました皆さまに対し、心よりお見舞い申し上げます。

青森県信用組合では、被害に遭われました皆さまの復旧を支援するため、下記のとおり「災害復旧ローン」の取扱いを開始いたします。

記

1. 取扱期間 令和 7 年 2 月 28 日(金) ～ 令和 7 年 6 月 30 日(月)

2. 「災害復旧ローン」の概要

次の要件を全て満たす方(個人)

	制度内容
対 象 者	①対象となる災害の被災者で、申込時の年齢が満 20 歳以上で完済時年齢が満 81 歳未満の給与所得者及び個人事業者 ②当組合と下記の取引実績(同居の家族を含む)が 1 つ以上ある方 ・給与または年金の振込取引 ・定期性預金取引(定期・定積・財形等) ・公共料金自振取引(電気・ガス・水道・NHK・電話のうち 2 種類以上) ※上記のいずれにも該当しない方についてもご相談をお受けします。 ③保証会社の保証・再保証が受けられる方
資 金 使 途	災害復旧のための資金 ①住宅の補修・修繕資金など ②家具・家電製品等の修理、買い換え資金 ③車両の修理、買い換え資金
融 資 金 額	500 万円以内
融 資 期 間	10 年以内
融 資 利 率	固定金利 年 1.50%
担 保 ・ 保 証 人	原則不要、但し保証会社が条件とした場合は必要となります。
取 扱 店	全営業店
必 要 書 類	①罹災状況が確認できる資料(写真、罹災証明書など) ②本人確認書類(運転免許証など)

以上

【お問い合わせ先】

青森県信用組合 業務推進部 担 当 : 大 石

青森市大字浜田字玉川 207 番 1 TEL 017-739-7115 FAX 017-739-7401

E-mail:kenshin_7115@herb.ocn.ne.jp

令和 7 年 2 月 28 日

報道機関各位

青森県信用組合

「災害による特別融資制度」の取扱いについて

このたびの、「令和 7 年 2 月 17 日からの日本海側を中心とした大雪による災害等」により、被害に遭われました皆さまに対し、心よりお見舞い申し上げます。

青森県信用組合では、被害に遭われました皆さまの復旧を支援するため、下記のとおり「災害による特別融資制度」の取扱いを開始いたします。

また、既にお借入されているご融資に対するご返済方法などの相談についても、随時受付しております。

記

1. 取扱期間 令和 7 年 2 月 28 日(金) ～ 令和 7 年 6 月 30 日(月)

2. 「特別融資制度」の概要

(1)個人

	制度内容
対 象 者	・令和 7 年 2 月 17 日から発生した大雪による災害等(災害のおそれを含む) により、被害を受けた災害救助法適用市町村に居住している(個人) ・申込時の年齢が満 20 歳以上、現勤務先に 2 年以上勤務している方
資 金 使 途	災害復旧のための資金 住宅の補修・修繕、車庫・カーポート修繕、除排雪費用など
融 資 金 額	500 万円以内
融 資 期 間	10 年以内
融 資 利 率	固定金利 年 2.20%
担 保 ・ 保 証 人	原則家族保証とする
取 扱 店	全営業店
必 要 書 類	・罹災状況が確認できる資料(写真、罹災証明書など) ・本人確認資料、所得証明書など

(2)法人・個人事業者

	制度内容
対 象 者	令和 7 年 2 月 17 日から発生した大雪による災害等(災害のおそれを含む) により、被害を受けた災害救助法適用市町村の法人、個人事業主の方
資 金 使 途	災害復旧のための設備資金、運転資金
融 資 金 額	2,000 万円以内
融 資 期 間	10 年以内
融 資 利 率	最優遇金利を適用(固定金利型) ※保証協会利用の場合は、さらに 0.30%引下げいたします。 ※借入期間により金利が異なります。
担 保	不要
保 証 人	法 人:代表者 個人事業者:事業に従事している配偶者
必 要 書 類	・罹災状況が確認できる写真、罹災証明書など ・その他審査に必要な書類
取 扱 店	サテライト店を除く全営業店 ※詳しくは、お近くの営業店窓口にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

青森県信用組合 審査管理部

担 当 : 神山、船橋

青森市大字浜田字玉川 207 番 1

TEL 017-739-7117

FAX 017-739-7430

E-mail:kenshin_7117@aroma.ocn.ne.jp